特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、児童手当・特例給付認定事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和7年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給等に関する事務を行う。そのうち、特定個人情報を取扱う事務としては、手当の新規請求、額の改定請求および現況届の審査事務である。
③システムの名称	総務事務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	2
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項の別表項番81 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務部総務事務課
②所属長の役職名	総務事務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 情報公開·個人情報総合窓口(総務部文書·情報公開課) 電話 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル1階 総務部総務事務課 担当 電話 059-224-2050
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7	令和7年9月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 施機関については、そ?] れぞれ重点項	1 2 3)基礎項目評価書為		
2. 特定個人情報の入手(唐報提供ない5ワー/	クシュテムを	高げた 7 壬を除く)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			< 1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	5る]	1, 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	55]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	x(委託や情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた提供を除	₹ ⟨。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Г]	1) 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続し	ない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分であ	53]	1; 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・上長による確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。						

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠			を入力できる仕組みになっているため、対象者以外 の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明